



厚生労働省発基1027第1号

労働政策審議会

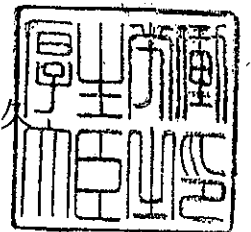
会長 樋口 美雄 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」
について、貴会の意見を求める。

平成26年10月27日

厚生労働大臣

塩崎 恭久



労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特別加入制度への加入要件の改正

一 家内労働者について、労働安全衛生法施行令に規定する有機溶剤等を用いて行う作業等に従事することを特別加入制度への加入要件として設けているところ、労働安全衛生法施行令、有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則が改正されたこと等を踏まえ、所要の改正を行うこと。

二 中小事業主等について、特別加入の対象となる者が特別加入制度への加入前に有機溶剤中毒予防規則に規定する有機溶剤業務等に従事していた場合には必要に応じて加入時に健康診断結果証明書等の提出等を求めているところ、労働安全衛生法施行令、有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則が改正されたこと等を踏まえ、所要の改正を行うこと。

第二 施行期日

この省令は、平成二十六年十一月一日から施行するものとする。